

令和7年第4回豊頃町議会臨時会会議録

令和7年11月25日（火曜日）

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	承認第6号	専決処分の承認 (令和7年度豊頃町一般会計補正予算(第6号))
日程第 4	承認第7号	専決処分の承認 (令和7年度豊頃町簡易水道事業会計補正予算(第4号))
日程第 5	議案第53号	豊頃町職員の給与に関する条例の一部改正
日程第 6	議案第51号	豊頃町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
日程第 7	議案第52号	豊頃町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正
日程第 8	議案第54号	豊頃町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正

◎出席議員（8名）

1番 小笠原 玄 記 君	2番 後 藤 孝 夫 君
3番 岩 井 明 君	5番 藤 田 博 規 君
6番 大 崎 英 樹 君	7番 大 谷 友 則 君
8番 坂 口 尚 示 君	9番 中 村 純 也 君

◎欠席議員（1名）

4番 杉 野 好 行 君

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町	長	按田	武君
副町	長	山田	良則君
教育	長	中川	直幸君
総務政策課	長	森	直史君
住民課	長	林谷	一徳君
福祉課	長	楠木	政洋君
施設課	長	田中	陽平君
会計管理者		大長根	典子君
農業委員会事務局	長	笠間	一秀君
教育委員会教育課	長	齋藤	学君
総務課	参事	江口	孝君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局	長	山崎	勝巳君
庶務係	長	三島	佑里奈君

午前11時00分 開会

◎ 開会宣告

- 中村議長 ただいまから令和7年第4回豊頃町議会臨時会を開会します。

◎ 開議宣告

- 中村議長 これから本日の会議を開きます。

◎ 諸般の報告

- 中村議長 議事に入る前に諸般の報告を行います。

事務局長に諸般の報告をさせます。

山崎事務局長。

- 山崎事務局長 諸般の報告を申し上げます。

4番杉野好行議員から本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

以上です。

- 中村議長 これで諸般の報告を終わります。

◎ 行政報告

- 中村議長 次に、町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

按田町長。

- 按田町長 議長からお許しをいただいたので、令和7年第4回豊頃町議会臨時会行政報告をいたします。

1点であります。

礼文内川堤防における簡易水道本管の漏水についてであります。

10月20日、中央新町の礼文内川堤防付近の圃場において、地面から水が湧き出ているとの通報がありました。翌21日に試験掘削を行ったところ、堤防下を通る水道本管から大量の漏水が確認されました。

このまま漏水が拡大した場合、豊頃地区全域において断水などの影響が発生するおそれがあったため、早急な対応が必要となりました。そのため、河川管理者と施工方法及び河川占用手続に関する協議を進めた上で、11月10日付で補正予算を専決処分し、現在、漏水箇所の修繕施工を実施しております。

専決処分の内容は、簡易水道事業会計補正予算として修繕費1,000万円を追加したもので、主な修繕内容は破損した本管の取り替えであります。

なお、この専決処分した補正予算につきましては、本臨時会においてご報告申し上げるものであり、議員各位のご理解とご承認をお願い申し上げます。

そのほか、皆様に配付した行政報告には記載しておりませんが、9月21日に発生した線状降水帯による局地的な降雨災害の復旧の経過についてであります。10月の臨時会でご提案させていただき、ご承認いただきました復旧工事の関係で、本日、林道公共災害査定が行われております。私も査定に立ち合わせていただいております。また、12月9日には町道、河川の公共土木災害査定が行われる予定となっております。今回、国の激甚災害の指定を受け、復旧事業を行っております。あわせてご報告申し上げます。

以上、行政報告といたします。

●中村議長 これにて行政報告は終わりました。

◎ 会議録署名議員の指名

●中村議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、3番岩井明議員及び5番藤田博規議員を指名します。

◎ 会期の決定

●中村議長 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日にしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日に決定しました。

◎ 承認第6号

●中村議長 日程第3 承認第6号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について提出理由の説明を求めます。

森総務政策課長。

●森総務政策課長 議案書15ページをお開き願います。

承認第6号、専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

本件は、先ほど行政報告にありましたとおり、簡易水道本管の漏水について早急な

対応が必要となったことから、簡易水道事業会計への補助金を支出するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和7年度豊頃町一般会計補正予算（第6号）を11月10日付で専決処分しましたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

令和7年度一般会計（第6号）補正予算書1ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億2,563万6,000円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書によりご説明申しあげます。

10ページをお開き願います。

歳出について説明いたします。

4款衛生費2項簡易水道費において、1目簡易水道費に簡易水道事業会計補助金1,000万円を追加。

次に歳入につきましては8ページをお開き願います。

10款地方交付税1項地方交付税に普通交付税1,000万円を追加するものであります。

以上でありますので、ご承認くださるようよろしくお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なし）

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

（討論なし）

●中村議長 討論なしと認めます。

これから承認第6号を採決します。

お諮りします。

本件は、これを承認することにご異議ありませんか。

（異議なし）

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、承認第6号は承認することに決定しました。

◎ 承認第7号

●中村議長 日程第4 承認第7号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について提出理由の説明を求めます。

田中施設課長。

●田中施設課長 議案書17ページをお開き願います。

承認第7号、専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

本件は、先ほど按田町長の行政報告にありました中央新町礼文内川右岸側堤防に昭和60年に埋設された管径100ミリメートルのダクタイル鋳鉄製水道管が経年劣化によるものと思われる破損のため漏水が発生したことにより、早急に修繕を行う必要が生じたことから、本管破損部分の敷設替修繕に要する予算を追加することとして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和7年11月10日、令和7年度豊頃町簡易水道事業会計補正予算（第4号）を専決処分しましたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

簡易水道事業会計（第4号）補正予算書の1ページ、第2条、収益的収入及び支出についてご説明いたします。

収益的収入及び支出の補正内容について、4ページ、5ページをご覧ください。

5ページの収益的支出からご説明いたします。

1款簡易水道事業費用1項営業費用において、2目配水及び給水費に管路等修繕料1,000万円を追加。

次に4ページの収益的収入についてご説明いたします。

1款簡易水道事業収益2項営業外収益において、3目他会計補助金に一般会計補助金1,000万円を追加。

次に1ページに戻りまして、第3条、他会計からこの会計へ補助を受ける金額を1億665万2,000円に改めるものであります。

以上でありますので、ご承認くださるようよろしくお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なし）

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

（討論なし）

●中村議長 討論なしと認めます。

これから承認第7号を採決します。

お諮りします。

本件は、これを承認することにご異議ありませんか。

（異議なし）

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、承認第7号は承認することに決定しました。

◎ 議案第53号

●中村議長 日程第5 議案第53号 豊頃町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山田副町長。

●山田副町長 議案第53号、豊頃町職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

議案書5ページをご覧ください。

本案は、人事院が本年8月7日に勧告した国家公務員給与改定が、11月11日、勧告どおり閣議決定されたことから、この勧告に準じて本町職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

次に改正内容につきまして、議案説明書5ページ、説明第3号をご参照願います。

関係条項第9条第2項は、通勤手当の改正で、自動車等を使用して通勤している職員に対する勤務手当のうち、自動車等の使用距離が片道15キロメートル以上の職員の月額手当を「10,000円」から「10,400円」とするものであります。

次に第10条第1項の改正は、宿日直手当の改正で、勤務1回の手当の額を「4,200円」から「4,700円」に改正し、また、勤務時間が5時間30分未満の場合の手当「2,100円」を「2,350円」に改正するものであります。

次の第16条第2項は、期末手当の率の改正で、支給率「100分の125」を「100分の126.25」に改め定めるもので、臨時の措置として、令和7年12月期の支給率「100分の126.25」を「100分の127.5」とするものであります。

6ページ、第16条第3項は、定年前再任用短時間勤務職員に係る期末手当の率の改正で、本町においては現在の再任用職員に該当しますが、期末手当の率「100分の70」を「100分の71.25」に改めるもので、臨時の措置として、令和7年12月期の支給率「100分の71.25」を「100分の72.5」とするものであります。

次の第16条の4第2項は、勤勉手当の率の改正で、支給率「100分の105」を「100分の106.25」に改めるもので、臨時の措置として、令和7年12月期の支給率「100分の106.25」は「100分の107.5」とするものであります。

第16条の4第3項は、定年前再任用短時間勤務職員に係る勤勉手当の率の改正で、勤勉手当の率「100分の50」を「100分の51.25」に改めるもので、臨時の措置として、令和7年12月期の支給率「100分の51.25」は「100分の52.5」とするものであります。

次に議案書7ページから9ページの別表第1給与表の改正は、1級から6級までの号給を平均2.8パーセントから5.2パーセント引き上げるものであります。

なお、附則として、この条例は、令和7年12月1日から施行し、改正後の通勤手当、宿日直手当及び給与表は令和7年4月1日から適用することを規定しております。また、附則第2項には、令和7年12月支給の期末手当等の算定に関する臨時措置について規定し、内容は先ほどの説明で申し上げたとおりであります。

附則第3項には、改正後の条例の規定を適用する場合において、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす扱いを規定しております。

以上でありますので、ご審議くださるようお願い申し上げます。

●中村議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから議案第53号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第51号及び議案第52号

●中村議長 日程第6 議案第51号 豊頃町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について 及び 日程第7 議案第52号 豊頃町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について一括議題とします。

議案第51号及び議案第52号の2件について、一括して提案理由の説明を求めま

す。

山田副町長。

●山田副町長 議案第51号、豊頃町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について及び議案第52号、豊頃町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について一括してご説明申し上げます。

議案書1ページ及び3ページをご覧ください。

本案は、ただいま議決いただきました議案第53号豊頃町職員の給与に関する条例の一部改正での期末手当等の率の改正内容について、議会議員及び特別職の期末手当についても同様に改正するもので、議案説明書1ページ説明第1号及び3ページ説明第2号の改正後案のとおり、議会議員及び特別職の期末手当支給率「100分の230」を「100分の232.5」に改めるものであります。

なお、附則として、この条例は令和7年12月1日から施行し、附則第2項には、臨時の措置として、この条例の施行に際し、改正後の規程にかかわらず、令和7年12月に支給する期末手当の算定については、「100分の232.5」を「100分の235」に読み替えることを規定しております。

以上でありますので、ご審議くださいますようお願い申し上げます。

●中村議長 説明が終わりました。

議案第51号 豊頃町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について審議します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから議案第51号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

次に議案第52号 豊頃町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について審議します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

- 中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

- 中村議長 討論なしと認めます。

これから議案第52号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第54号

- 中村議長 日程第8 議案第54号 豊頃町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

森総務政策課長。

- 森総務政策課長 議案書11ページをご覧ください。

議案第54号、豊頃町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、先ほど議決いただきました議案第53号豊頃町職員の給与に関する条例の一部改正について、月例給及び期末勤勉手当の引き上げを行ったことから、会計年度任用職員の月例給及び期末勤勉手当についても引き上げるため提案するものでございます。

議案説明書7ページをご覧ください。

第8条第1項は期末手当の率の改正で、豊頃町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う読替規定の改正であります。

第27条第1項は勤勉手当の率の改正で、支給率「100分の57.5」を「100分の58.75」に改正するものであります。

別表の改正は議案書13ページの給料表のとおりで、1号から164号給を2.74パーセントから6.73パーセント引き上げるものであります。

なお、附則として、第1項、この条例は、令和7年12月1日から施行することとし、給料表は令和7年4月1日から適用するものです。

附則第2項におきましては、この条例施行の際、令和7年12月に支給する期末手

当の算定は、改正後の第8条第1項の規定にかかわらず、「100分の126.25」を「100分の127.5」に読み替え、同月に支給する勤勉手当の算定は、改正後の第27条第1項の規定にかかわらず、「100分の106.25」を「100分の107.5」に、「100分の58.75」を「100分の60」に読み替え、附則第3項では、改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなすことを規定しています。

説明は以上でありますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから議案第54号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

◎ 閉議宣告

●中村議長 これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

◎ 閉会宣告

●中村議長 令和7年第4回豊頃町議会臨時会を閉会します。

午前11時24分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員